南風原町小規模保育事業設置・運営事業者募集に関する質問書

（質問）

１．賃貸建物で改修費等の補助受けずに小規模保育所を開設する場合、毎月家賃補助があるか。ある場合額はいくらまでか。

（回答）

・小規模保育園を運営するにあたり、家賃補助ではなく毎月本町より保育園運営費の補助を行います。建物を賃借している場合はその運営費中の各種ある加算の一部として、賃借料加算（建物分）が含まれており、30 年度の賃借料加算単価額 13,100 円／1 人（添付資料　公的価格単価表「小規模保育事業（A 型）（保育認定）」P6、「小規模保育事業（B 型）（保育認定）」P15 参照）です。13,100 円に園児の人数を乗した金額が賃借料加算として運営費の一部に含まれます。ただし、賃借料加算を受ける為には加算条件に該当しなければなりません。条件につきましては（添付資料「小規模保育事業 A 型・B 型」）留意事項の P83～P84 のご確認お願いします。